

保護者の皆様へ

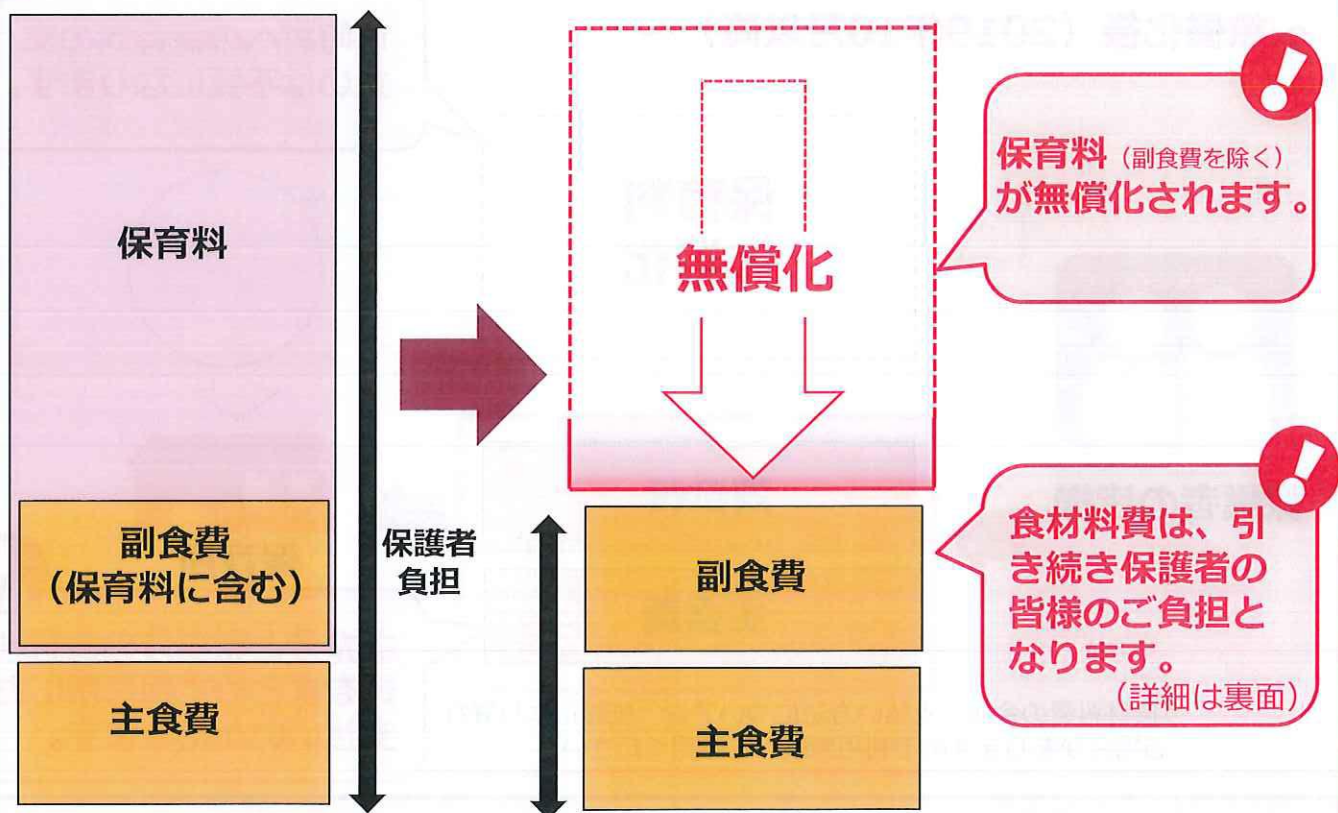
食材料費の取扱いについて

- 令和元年10月から、3歳児クラスから5歳児クラスの児童と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の保育料が無償化となるため、市にお支払いいただく必要が無くなります。しかし、**保育所の給食の材料にかかる費用（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。**このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

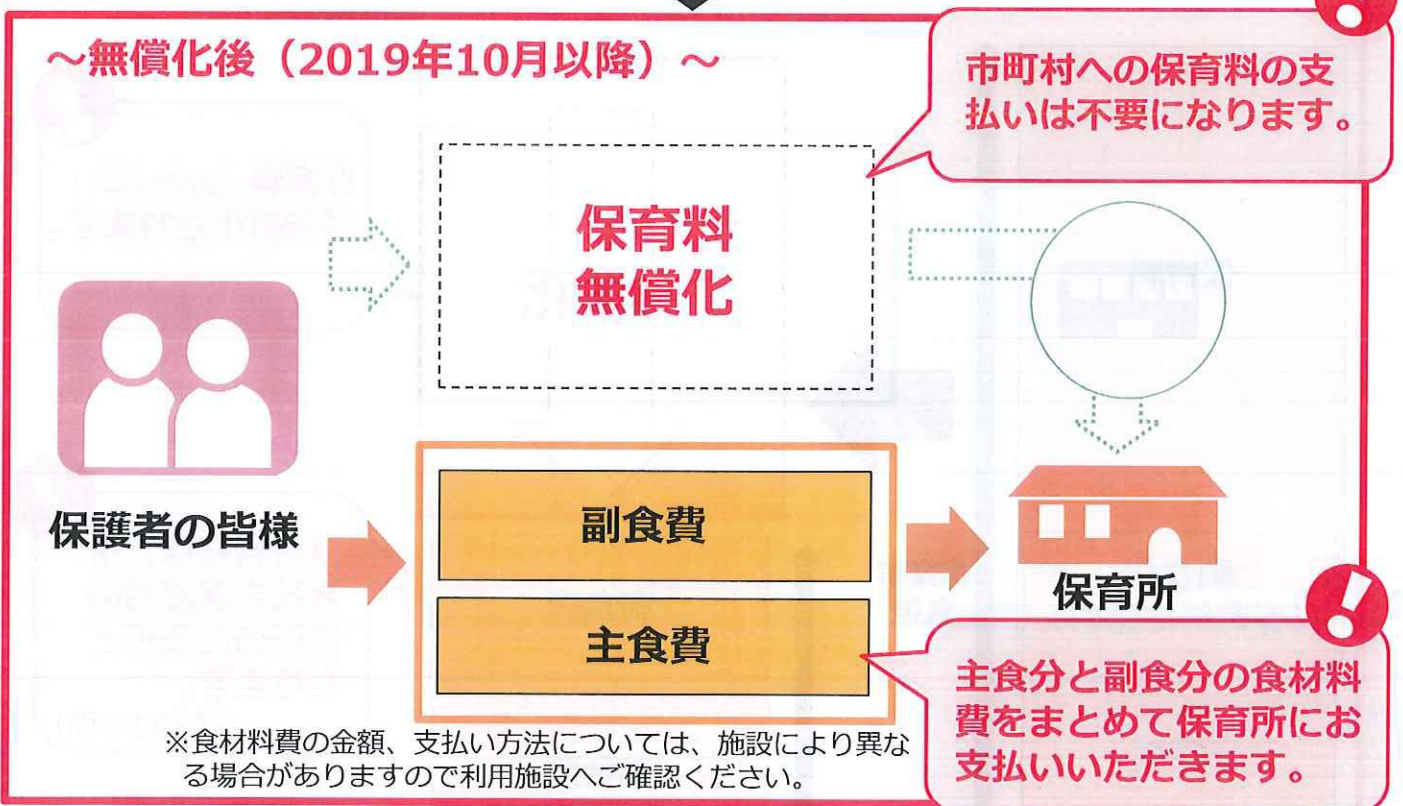
(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、児童の食材料費（主食分・副食分）については、保育料の一部として納付いただき、市町村を通じて、保育所にお支払いしております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、食材料費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の食材料費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先:南城市 福祉部 子育て支援課
TEL:098-917-5343